

## 発注者支援業務等に関する 民間事業者へのアンケート結果について

国土交通省では、発注者支援業務等(発注者支援業務、公物管理補助業務及び用地補償総合技術業務)について、民間企業の積極的な参入を目的として、平成20年度から競争性のある入札契約方式への移行を行い、平成22年度には全件で一般競争入札(総合評価落札方式)を実施しました。

また、競争参加資格要件についても、業務実績の対象とする発注機関を国から市町村等に拡大するとともに、実績の対象とする業務分野も一般的な土木設計業務まで拡大してきたところです。

これらの発注者支援業務等において、さらに民間参入のための環境整備を進めるため、建設コンサルタント等の民間事業者を対象に、競争参加資格要件や契約条件に関する改善点及び要望等についてのアンケート調査を実施しましたので、その結果を別添のとおりお知らせいたします。

なお、平成23年度の発注者支援業務等の発注方法等につきましては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下「公共サービス改革法」という。)に基づき、入札・契約手続きの方法等を定める実施要項を作成することとしており、現在、発注者支援業務及び用地補償総合技術業務の実施要項(案)について以下のとおりパブリックコメントを実施しているところです。

また、公物管理補助業務についても、今後、パブリックコメントを実施する予定です。

期間:平成22年10月8日～10月21日

・発注者支援業務に関するパブリックコメント(URL)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155100002&Mode=0>

・用地補償総合技術業務に関するパブリックコメント(URL)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155100317&Mode=0>

今後、パブリックコメント等で得られたご意見を踏まえ、「公共サービス改革法」に基づいて設置された「官民競争入札等監理委員会」での審議を経て、平成23年度の発注者支援業務等の実施要項を決定する予定です。

<問合せ先>

大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室 課長補佐 浅古

代表 03-5253-8111/内線(22-333)/直通 03-5253-8221